

○夜昼隧道の災害活動に関する覚書

南予消防相互応援協定書に基づく規定を補完するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部と大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「協定消防本部」という。）は、夜昼隧道内における消防隊の災害活動に関し次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定め、協定消防本部の消防力を有効に活用して被害を最小限度に防止し、もって消防任務の達成を図ることを目的とする。

（消防隊）

第2条 消防隊とは、消防ポンプ車体、救急隊及び救助工作車隊をいう。

（覚知と通報連絡）

第3条 非常電話等の通報装置により災害の発生を覚知したときは、相互に連絡を取り合い適切な措置を講じるものとする。

（災害出動）

第4条 災害時に出動する消防隊は次のとおりとする。

- (1) 交通事故の場合は、救急隊及び救助工作車隊必要により消防ポンプ車隊
- (2) 火災の場合は、消防ポンプ車隊および救助工作車隊必要により救急隊
- (3) 事故内容が不明の場合は、消防ポンプ車隊、救助工作車隊及び救急隊
- (4) 現場責任者は、事故・規模が判明次第、出動部隊の増減を図る

（消防業務の処理）

第5条 消防業務の事務処理は、災害発生地を管轄する消防本部が行う。但し救急事故の事務処理は救急業務を実施した消防本部が行う。

（収容医療機関）

第6条 協定消防本部は、管轄区域内の医療機関の診療科目、所在地等について、その状況を相互に連絡し、救急業務の円滑化を図るものとする。

2 搬送医療機関への連絡は、収容医療機関を管轄する消防本部が行うものとする。

（情報の交換）

第7条 この覚書の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

（無線通信）

第8条 出動した消防隊は、相互連絡をとるため県内共通波を使用する。

（疑義等の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に監視疑義が生じたときは、協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この覚書の有効期間は、施行の日から平成15年10月31日までとし、期間満了の場合において協定消防本部で疑義のないときは、自動的に延長するものとする。
- 3 この覚書を証するため、本書2通を作成し記名押印の上各1通を保管する。

平成12年10月31日

八幡浜地区施設事務組合消防本部
消防長

大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長